

令和 8 年度事業計画書

社会福祉法人 晃友会

令和8年度「きびたき荘」重点目標

1. 経営基盤の安定化

特養、ショート的目標稼働率達成の取組み、利用率と人員配置・生産性のバランスを考慮し、災害等に影響を受けないような経営の安定化を図っていきます。コスト削減実施には職員全員が経営者という認識を持って取り組めるよう努めてまいります。そのために、全職員が理解できるような資料を用い、数字の見える化を図ります。稼働率、平均介護度等の「見える化」を図ることで情報の共有をしていきます。

(1) 稼働率

① 特養入所平均稼働率を 96.5%に設定し、目標に向けて次の取組みを実施。

- ・退所から、新入所者の入所期間を可能な限り短縮する。
- ・待機者事前面談や家族との情報交換などを実施し、待機期間のフォローを入れていく。
- ・利用者への日常の健康管理・感染防止対策・事故防止対策を徹底し、早期受診などにより、入院日数の削減を図る。

② 短期入所稼働率を 50%に設定し、目標達成に向け次の取組みを実施。

- ・居宅介護支援事業所、病院等へ積極的に営業の活動を行なう。
- ・リピーターの確保に繋がるサービス面の向上と安心して過ごせる環境づくりに努める。

2. 組織体制の強化

管理職、各職種、係長、主任、リーダー等の組織の役割を明確にし、組織間の連携を強化する。職員全員による、特養としての質を高めていくことに重点を置き、入所者の生活の場である居室を担当するユニットリーダー等の役割、権限を再確認し、全職員に浸透させていく。

職場の安全衛生としては、産業医と連携を図り、「生活習慣病予防」・「メンタルヘルス」・「腰痛予防対策」を中心に取組みを行なう。

さらに、令和7年度に設置した生産性向上委員会を、令和8年度も継続する。委員会は概ね3か月に1回の開催を目安とし、各部署の業務状況を把握したうえで、課題の抽出・分析・改善策の立案および実施後の評価を行う。これにより、PDCAサイクルを組織的に機能させ、業務の効率化と職員の負担軽減を図るとともに、

サービスの質向上と安定した運営基盤の確立を目指す。

3. サービスの質の向上

国が推奨する介護ケアの理想像を常に追及し、全職員が日々、サービスの質を高めるよう努める。

ケアプラン、余暇活動、健康管理、ターミナルケア(現在中止)等のサービスも各部署の専門性を活かし更なる質の向上を目指して組織一体となった取組みを実施する。

(1) ケアプランの強化

- ① 入所者の QOL の向上を念頭に置き、その人らしい生活が送れるようなケアプランを作成する。
- ② 入所者に応じた目標と支援計画を立て、医療・看護・介護の多職種で協働し、さらに、職員全体で共通認識をもって統一したケアを実践する。

(2) 安心・安全な介護

- ① 入所者個々のリスク管理を徹底し、事故を未然に防ぐ。
 - ・現状で考えられるリスクを把握し、個別に対応策を検討・実施する。
 - ・1ヵ月単位でヒヤリハット、自己記録などを検証し、対応策を検討する。

- ・ 事故件数について前年度比マイナス10%を目標とする。

② 感染症対策

- ・ 職員は手洗い・うがい・手指消毒・マスク、グローブ着用等基本的な感染症対策を常に徹底するとともに、自己の体調変化にも常に注意する。

- ・ 面会者や出入り業者は手指消毒・マスクの着用を徹底する。

- ・ きびたき荘入所者はじめすべての利用者に可能な範囲でマスク着用の習慣を継続してもらおう。

- ・ 居室内を含め施設内の消毒を徹底する。

- ・ 常に、室温・湿度の調整及び換気を徹底する。

(3) ターミナルケアについて

(看護職員体制が完全に整うまで休止とする)

① 嘱託医師、職員、家族との協力体制をとり、終の棲家としての特養の使命でもあるターミナルケアを実施する。

② 手順マニュアルに基づき、各職種の役割を果たせるよう必要な研修を行なう。

③ 家族が少しでも寄り添えるような時間を提供できるよう配慮し、個々の要望に添えるよう質を高めていく。

4. 職員人材育成

人（職員）を財産と考え、職場の安全衛生、人材の確保、離職率の低下、研修計画、資格取得バックアップ体制、個人面談などを引き続き実施するとともに、今後は明確な目標管理の設定、人事考課制度の導入など、人材育成の取組みを実施する。

(1) 職員の育成促進・意識の向上

- ① 職員の内部・外部研修や勉強会を積極的に取り入れ、職員全体の介護に対する意識・知識・技術の向上を図る。
- ② 各職員が目標や課題を明確にして業務にあたり、やりがいや達成感が得られるように振り返りや管理者との面談を行い、常に職員自身のスキルアップにつなげる。
- ③ サービスマナーの向上を施設全体で目指す。

5. その他

令和 8 年度は、外国籍職員の受入れを積極的に進める。具体的には、介護専門学校を卒業した外国籍職員 3 名に加え、特定技能 2 名、技能実習生 2 名の計 7 名を受け入れる予定。介護専門学校卒業生については、みなし「介護福祉士」としての資格を有していることから、該当する加算の算定を新たに行い、収益の増加を図る。また、外国籍職員が安心して業務に従事できるよう、さらな

る受入れ体制の整備や指導体制の強化を行い、既存職員との協働を促進します。これにより、施設全体のサービス提供力の向上と、安定した運営基盤の確立を目指します。

きびたき荘の「基本理念」及び「運営方針」

基 本 理 念

- ・ 利用者を施設の中心と位置付け、利用者一人ひとりの意思や人格を尊重し、自立的な生活を送れるよう最大限の支援をする。
- ・ 日光市の中核的高齢者福祉施設として、地域の高齢者の健康と福祉の増進に寄与する。

運 営 方 針

- ・ 利用者本位のサービスの提供
- ・ 報告・連絡・相談（ホウ・レン・ソウ）の励行
- ・ 部門間の垣根を超えたチームワークの醸成
- ・ 礼儀正しく親切で親しみやすい態度、物腰の遵守
- ・ NOと言わない対応
- ・ 身体拘束0の徹底
- ・ 利用者個人の人格と権利の尊重

介護サービスを提供する上での基本方針

- 共に生活し、寄り添った温かい施設を目指す。
- 利用者自身が必要とされている存在であることを認識し、生活者として尊厳を持って自分らしく生きるための援助を提供する。
- 利用者が人生の先輩であることを念頭に置き、常に敬意を持って接する。
- 利用者の「心」を大切にし、職員の都合で処遇しない。
- 利用者1人ひとりのニーズ、身体・精神状態を把握し、利用者の個人の状態にあった適切な介護サービスを提供する。
- 利用者の人格を尊重し、プライバシーの保護に最大限の配慮をする。
- 利用者自身が生きがいを見出し、積極的に日常生活を送れるよう物心両面から援助する。
- 利用者の自立への意欲の醸成を図れるよう環境を整備する。
- 利用者の家族、友人等との関係の維持・調整を図る。

特別養護老人ホームきびたき荘年間行事計画

	行事の内容	備考
4月	お花見ドライブ	
5月	母の日・端午の節句行事	
6月	父の日・昼食会（テイクアウトの食事）	
7月	七夕・かき氷	
8月	すいか割り・庭で花火大会	
9月	運動会	
10月	玉入れ大会	
11月	紅葉狩り 焼き芋会	
12月	クリスマス会 忘年会	
1月	餅つき	
2月	節分 まめまき	
3月	ひな祭り	

※ 入所者様の誕生日に合わせて誕生会を実施。

※ その他、季節に合わせた小規模な行事を計画する。

※ ただし、社会状況により行事の変更・中止をする場合もある。

デイサービスセンターきびたき荘 令和8年度事業計画

介護サービス提供に係る基本方針

- ・ 利用者様の自立した生活と、より良い家庭生活を実現するために、家庭においては困難な、質が高くキメ細やかな各種介護サービスを提供する。
- ・ 介護フラダンスやアロマ入浴など、心身のリラクゼーションを目的としたプログラムを継続して実施し、利用者の楽しみや生活の質の向上を図る
- ・ 一人暮らし等の利用者の方で、希望があった場合には朝食の提供を行う。
- ・ 利用者様のADL向上と残存機能の維持を図るため、個々のニーズに合った適切で効果的な機能訓練を積極的に推進する。
- ・ 利用者様が発する言葉以外のシグナルにも十分に目を配り、利用者様の心身の変化等に敏感に反応して満足度向上を図る。
- ・ 専門性の向上を目指すために、あらゆる機会を捉えて研修等を実施し職員のスキルアップに資することとする。

ケアプランセンターきびたき荘 令和8年度事業計画

1. 居宅介護支援事業の目的

要介護高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮しながら、居宅介護サービス計画を作成する。

また、作成した計画に基づく介護サービスが適正かつ円滑に提供されるよう、行政機関並びに地域の医療・保健・福祉サービス事業所等と綿密な連携を図り、要介護高齢者が良質なサービスを受けられるよう配慮する。

2. 事業内容

- ・ 要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分変更、その他）に係る申請の代行、その他当該申請に必要な援助を実施する。
- ・ 利用者の心身の状況、置かれている環境、及び希望等を考慮した居宅介護サービス計画を作成する。
- ・ 作成した居宅介護サービス計画に基づく居宅介護サービスが的確かつ円滑に提供されるよう、各居宅介護サービス事業所等との連絡調整を実施する。
- ・ より良いケアが提供されるようサービス担当者会議を開催す

る。

- 居宅介護サービス計画作成後においてもモニタリングによる効果測定を実施し、その結果に基づいて、当該計画の見直しや変更を行う。
- 利用者から受理した居宅介護サービス等に関する苦情について、事実関係を調査し、事業所等に対して改善等の申し入れを行うなどの処理を行う。
- 令和8年度は、業務の効率を高め、サービス事業所との連携をよりスムーズにするため、ケアプランデータ連携システムへの加入を進める。これにより、ケアプランや提供票などのやり取りを電子化し、必要な情報を正確かつ迅速に共有できる体制を整える。システムを導入することで、書類作成や送付にかかる手間が減り、情報の整理もしやすくなるため、ケアマネジャーが利用者支援に使える時間を増やすことができる。ICTの活用を通じて、ケアマネジメントの質を高め、業務の効率化を進めていく。